公立大学法人福井県立大学部局長会議規程

平成３０年４月１日
公立大学法人福井県立大学規程第１号

（趣旨）
第１条　この規程は、公立大学法人福井県立大学の組織および運営に関する基本規程（平成１９年公立大学法人福井県立大学規程第１０号。以下「組織運営基本規程」という。）第５条の２第２項の規定に基づき、部局長会議（以下「会議」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）
第２条　会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
（１）学長
（２）副学長（総括）
（３）副学長（特定分野担当）
（４）事務局長
（５）学部長
（６）情報センター長
（７）国際センター長
（８）地域連携センター長
（９）共通教育センター長
（10）地域経済研究所長
（11）学生部長
（12）図書館長
（13）学長補佐（特任学長補佐を含み、学長が特に指定した者に限る。）
（14）学科長
（15）生物資源開発研究センター長
（16）海洋生物資源臨海研究センター長
（17）恐竜学研究所長
（18）事務局部長

（会議の招集および議長）
第３条　会議は、学長が招集し、その議長となる。
２　会議に副議長を置き、副学長（総括）をもって充てる。

（委員以外の者の出席）
第４条　議長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員を会議に出席させて説明を求め、または意見を述べさせることができる。

（委任）
第５条　この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。